

(1) 所得税・住民税の控除

本人または同一生計配偶者（注）、扶養親族が障がい者の場合に控除を受けることができます。

（注）同一生計配偶者とは、本人と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である人をいいます。

種類	要件	控除額	窓口	備考
所得税	特別障がい者控除 ・身体障がい者手帳1、2級 ・療育手帳「A」 ・精神障がい者保健福祉手帳1級	40万円	税務署	身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳が必要です。 同居特別障がい者の場合は、さらに同居加算がつきます。 35万円
	障がい者控除 ・身体障がい者手帳3～6級 ・療育手帳「B」 ・精神障がい者保健福祉手帳2、3級	27万円		
住民税	特別障がい者控除 (上記と同じです)	30万円	財務部市民税課	同居特別障がい者の場合は、さらに同居加算がつきます。 23万円
	障がい者控除 (上記と同じです)	26万円		

(2) 国民健康保険料・NHK受信料の減免

種類	内容	金額	窓口	備考
国民健康保険料	身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている国民健康保険加入者がいる世帯は、保険料が減免される場合があります。 (市以外の国保加入の方は保険者にご確認ください)		各区役所 区民生活課 (中央区は窓口サービス課)	身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳が必要です。 所得による制限があります。
NHK受信料 (申請後、条件に該当しなくなった場合減免の対象外となります。)	世帯主かつ受信契約者が下記いずれかに該当する手帳を持っていること。 〔身体障がい者手帳〕 ・視覚障がい・聴覚障がい ・上記以外の障がい1～2級 〔療育手帳A〕 〔精神障がい者保健福祉手帳1級〕	半額	〔身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの方〕 各区役所健康福祉課 1ページ記載の出張所障がい福祉担当	身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳、印鑑（受信契約者のもの）をお持ちください。 ※世帯分離している場合、分離世帯も非課税であること。
	世帯構成員全員が市民税非課税で、かつ下記のいずれかの手帳をお持ちの方が世帯の構成員であること。 〔身体障がい者手帳〕 〔療育手帳〕 〔精神障がい者保健福祉手帳〕	全額	〔精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方〕 各区役所健康福祉課 各地域保健福祉センター	※全額免除は1年に1回、半額免除は2年に1回 免除事由の存続について「確認調査」があります。

(3) 自動車税種別割・同環境性能割、軽自動車税種別割・同環境性能割の減免(1人1台に限ります)

①減免を受けるためには…申請期間内に各申請窓口で手続きが必要です。

	申請期間	申請窓口	所管区域
自動車税種別割	4月1日から納期限まで	新潟地域振興局県税部 電話 025-273-3116 新潟市東区竹尾2丁目2-80	新潟市 (秋葉区を除く)
		新潟地域振興局県税部新津収税課 電話 0250-24-7126 新潟市秋葉区新津4524-1	秋葉区
自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割	登録時	(一財)新潟県自動車標板協会 電話 025-283-2279 新潟市中央区東出来島14-28	新潟ナンバー
軽自動車税種別割	納期限まで (納税通知書が発付されたもの)	財務部市民税課及び各区役所区民生活課(中央区を除く)	

以下の方が減免を受けようとする場合に同一生計証明書が必要となります。

- ・本人運転で、所有者が同一生計者、使用者が身体障がい者のとき。
 - ・家族運転のとき→「②減免の対象、イ 家族運転の場合」を参照してください。
- これらの場合以外は同一生計証明書がなくても手続きが可能です。
同一生計証明書が必要な場合は区役所・出張所で発行します。

●同一生計証明書の発行に必要な書類

- ・身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者手帳
(手帳の交付が4月1日以降であっても減免の対象となる場合がありますのでお問い合わせください。)
- ・運転する方の運転免許証
- ・自動車検査証
※写し不可。新車購入の場合は検査証不要
- ・通学・通院等の証明書(家族運転のみ)
※利用日数等が明確に記載されている新年度の証明日のもの
- ・住民票上世帯が同一でない場合は、同一生計として確認ができる書類が必要(公共料金等の支払いが確認できるもの)

同一生計証明書の申請先

各区役所 健康福祉課障がい福祉係
1ページ記載の出張所 障がい福祉担当係
(精神障がいを除く)

②減免の対象…4月1日現在または登録時に下記の条件を満たしていることが必要です。

ア 本人運転の場合(納税義務者は身体障がい者本人であること)

(身体障がい者本人が運転する場合)

制度の概要	身体障がい者本人が所有する自動車で、自ら運転するもの。						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
利用目的	制限はありません。						
自動車の名義人に係る要件 (車検証上の氏名)	①所有者・使用者とも身体障がい者本人						
	②所有者がディーラー等で使用者が身体障がい者本人(使用者課税であること)						
申請に必要なもの	③所有者が同一生計者で使用者が身体障がい者本人(使用者課税であること)						
	・身体障がい者手帳						
	・運転免許証						
	・自動車検査証 (電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」をあわせて提示)						
	・同一生計証明書(上記③の場合のみ。ただし軽自動車税種別割は不要)						
	・納税通知書(軽自動車税種別割のみ)						
	・個人番号カードまたは通知カード または個人番号の記載された住民票						

*障がい等級は個別等級によります。
*下肢不自由7級が2つ以上ある場合は6級となります。

イ 家族運転の場合(納税義務者は身体障がい者等本人であること。ただし、身体障がい児・知的障がい者・精神障がい者は除く)

制度の概要	身体障がい者等が所有する自動車で、身体障がい者等の利用に供するため、同一生計者が運転するもの。	(身体障がい者等の家族または介護者が運転する場合)						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
利用目的	身体障がい者等の通学、通院、通所、生業のために6か月以上継続して週1日以上または月4日以上使用するもの。							
自動車の名義人に係る要件 (車検証上の氏名)	<p>・身体障がい者(18歳以上)の場合</p> <p>①所有者・使用者とも身体障がい者本人</p> <p>②所有者がディーラー等で使用者が身体障がい者本人(使用者課税であること)</p> <p>③所有者が身体障がい者本人で使用者が同一生計者(所有者課税であること)</p> <p>④所有者が同一生計者で使用者が身体障がい者本人(使用者課税であること)</p> <hr/> <p>・身体障がい児(18歳未満)の場合</p> <p>・知的障がい児者、精神障がい者の場合…上記①～④又は次の⑤、⑥のいずれかであること。</p> <p>⑤所有者・使用者とも同一生計者</p> <p>⑥所有者がディーラー等で使用者が同一生計者(使用者課税であること)</p>	視覚障がい	○	○	○	○		
		聴覚障がい		○	○			
		平衡機能障がい			○			
		音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい			△喉頭摘出に限る			
		上肢不自由	○	○				
		下肢不自由	○	○	○			
		体幹不自由	○	○	○			
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	○	○			
			移動機能	○	○	○		
		心臓機能障がい	○		○			
		じん臓機能障がい	○		○			
		呼吸機能障がい	○		○			
		ぼうこうまたは直腸の機能障がい	○		○			
		小腸の機能障がい	○		○			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	○	○	○					
肝臓機能障がい	○	○	○					
療育手帳	[A]							
精神障がい者保健福祉手帳	○※							

※精神通院に係る公的医療費助成の受給者証の交付を受けている者に限る(ただし、受給者証の交付を受けていない場合は、医師の通院証明書で代替可)。

*障がい等級は個別等級によります。

個別等級とは、障がい別の個別の等級であり総合等級(手帳の写真下の等級)とは異なる場合があります。

ウ 介護者運転の場合

障がい者もしくは障がい者と戦傷病者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する方が運転する場合、通院、通学等の目的で専ら障がい者のために利用する車に限られます。

また週3日以上利用し、その状態が1年以上継続することが必要です(他にも必要な書類がありますので27ページ(3)の申請窓口へお問い合わせください)。

エ 減免額の上限

【自動車税種別割】(排気量2ℓ超2.5ℓ以下の自家用乗用車の税額)

45,000円(初回新規登録日が令和元年9月30日以前の車)

43,500円(初回新規登録日が令和元年10月1日以降の車)

【自動車税環境性能割】取得価額250万円に税率を乗じて得た額

※上限額を超える場合、本来の税額との差額を納付していただきます。

オ 減免車両入替え時の要件

これまで減免を受けていた自動車（既減免車）を年度途中に入れ替え、新たに取得した自動車（代替車）で減免を受ける場合、既減免車を「抹消」したときは自動車税種別割、同環境性能割、軽自動車税種別割、同環境性能割が減免になります。「移転」したときは自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割のみ減免となります（代替車の自動車税種別割、軽自動車税種別割は翌年度から減免になります）。

ただし、既減免車が軽自動車の場合は、「移転」でも種別割も減免となります。

(4) NTT無料番号案内（ふれあい案内）

電話帳の利用が困難な視覚・上肢などの不自由な方、知的障がい、精神障がいのある方を対象に、無料で電話番号をご案内します。

[対象者]

- ・身体障がい者手帳をお持ちで次のいずれかの障がい（個別等級）のある方
視覚障がい 1～6級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1、2級
聴覚障がい 2級、3級、4級、6級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 3級、4級
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

[問い合わせ先]

0120-104174（全国共通フリーダイヤル）

午前9時～午後5時（土・日・祝および年末年始12/29～1/3を除く）

事前登録が必要ですので上記フリーダイヤルへお問い合わせください。

※NTT電話回線、NTTドコモ、公衆電話よりご利用いただけます。

(5) 携帯電話の基本使用料などの割引

携帯電話会社によっては、基本使用料や各種サービス使用料が割引になる場合があります。また、29ページ（4）NTT無料番号案内（ふれあい案内）と同様のサービスが無料で利用できる場合があります。詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

(6) 各種施設利用の割引

利用券販売窓口で、身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を提示してください。

ア 障がい者本人の施設利用料が無料となる施設	イ 障がい者本人の施設利用料が割引となる施設 (通常料金→割引後料金)
<ul style="list-style-type: none"> ●新潟市美術館 ☎025-223-1622 ※令和6年10月から令和7年7月頃まで休館予定 ●新津美術館 ☎0250-25-1300 ※催し物により有料の場合もありますので、詳しくは美術館にお問い合わせください。 ●みなとびあ（新潟市歴史博物館） ☎025-225-6111 ●會津八一記念館 ☎025-282-7612 ●新津鉄道資料館 ☎0250-24-5700 ●しろね大凧と歴史の館 ☎025-372-0314 ●旧笹川家住宅 ☎025-372-3006 ●曾我・平澤記念館 ☎025-373-6600 ●水の駅「ビュー福島潟」 ☎025-387-1491 ●岩室健康増進センター「よりなれ」（入館料） ☎0256-82-2270 ●潟東ゆう学館福祉棟（浴室使用料） ☎0256-86-2311 ●スポーツ施設 （鳥屋野総合体育館・黒埼地区総合体育館・亀田総合体育館・西総合スポーツセンター・東総合スポーツセンター・北地区スポーツセンター・白根カルチャーセンター・下山スポーツセンター・西海岸公園市営プール・山の下海浜公園プール・遊水館・白根総合公園屋内プールなど） ●新潟市マンガ・アニメ情報館 ☎025-240-4311 ●旧齋藤家別邸 ☎025-210-8350 ●旧小澤家住宅 ☎025-222-0300 ●澤将監の館 ☎025-375-1300 ●中之口先人館 ☎025-375-1112 ●潟東樋口記念美術館 潟東歴史民俗資料館 ☎0256-86-3444 	<ul style="list-style-type: none"> ●マリニピア日本海（新潟市水族館） ☎025-222-7500 高校生以上 1,500円 → 500円 小・中学生 600円 → 200円 未就学児（4歳以上） 200円 → 66円 ●石宮公園地下自転車駐車場（定期利用のみ） ☎025-249-1480 一般 月 2,000円 → 月1,000円 学生 月 1,000円 → 月 500円 ●日帰り温泉じょんのび館（入館料） ☎0256-72-4126 大人（中学生以上） 880円 → 600円 小人（小学生） 400円 → 300円 ●小須戸温泉健康センター「花の湯館」（入館料） ☎0250-38-5800 大人（中学生以上） 600円 → 300円 小人（小学生） 300円 → 200円 ●MGC三菱ガス化学アイスアリーナ ☎025-288-1234 1回券（貸靴あり） 一般 1,500円 → 500円 小・中学生 } 1,000円 → 500円 高校生 } 高齢者（65歳以上） } ※貸靴なしの場合、1回400円

第1種身体障がい者手帳所持者、療育手帳A所持者または精神障がい者保健福祉手帳1級所持者の介助者は、上記ア・イの施設（石宮公園地下自転車駐車場・MGC三菱ガス化学アイスアリーナは除く）で、障がい者1人につき介助者1人が無料になります。なお、施設により介助者の取り扱いが異なりますので、詳しくは施設にお問い合わせください。

これ以外の施設でも割引制度を設けていることがあります。各施設にお問い合わせください。